

令和8年度第1回一関市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 会議名 令和8年度第1回一関市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和8年6月1日（月） 午後1時から午後1時45分まで
- 3 開催場所 一関市役所 議員全員協議会室
- 4 出席者
 - (1) 委員 千葉敏紀委員（会長）、千葉賢一委員（会長職務代行委員）、
千葉哲夫委員、千葉真美子委員、西城真奈委員、小山亜希子委員、
杉内登委員、久保田宗次委員、小野寺佳美委員、小野寺ヨシ子委員、
千田麗子委員、伊藤大介委員、田中正彦委員
※欠席者 秋保茂樹委員、佐藤優委員
 - (2) 事務局 今野薫副市長、菅原稔市民環境部長、渡辺恭弘市民税課長、
佐藤宣裕市民環境部次長兼国保年金課長、
小野寺恵一国保年金課長補佐兼国保係長、
佐藤笑美国保年金課主事

5 議題

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 挨拶

副市長

国民健康保険を取り巻く近頃の動向は、75歳到達による後期高齢者医療への移行などにより、被保険者数は減少傾向が続いている。

一方で、医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は年々増加しており、県に納付する国保事業費納付金の1人当たりの額も上昇傾向にある。

更に、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を上乗せして徴収することとなった。

子ども・子育て支援納付金は、令和10年度まで段階的に導入されることから、それまでの間、毎年度国保税率の見直しが必要となる見込みである。

市としても、県内の保険税水準の統一に向けた動向や、新たな制度改正の内容を注視し、今後も国保の健全な財政運営に努めていくので、委員には引き続き御理解と御協力をよろしくお願いしたい。

本日の運営協議会では、令和８年度国保税限度額及び軽減の所得基準の改正に伴う、国民健康保険税条例の一部改正について審議していただく。

委員には忌憚のない意見をお願いしたい。

9 諮問

副市長から会長に諮問書を手交

10 あいさつ

千葉敏紀会長

令和８年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、従来の医療保険料に加え、新たに子ども・子育て支援金を徴収することになる。段階的に導入するべく国保税率などの見直し、毎年度行われる。

当協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議を行う会議であり、様々な課題への対応に当たっては大変重要な役割を担っていると考えている。

本日の議事は諮問のあった、一関市国民健康保険税条例の一部改正となるが、委員には、それぞれの立場から率直に活発な協議、意見交換をお願いしたい。

11 審議内容

諮問第１号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下質疑応答等。

委 員 今回の改正の主な内容を要約すると、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額として３万円を追加し、子ども・子育て支援納付金分の軽減分として、表を追加すること。

また、課税限度額の基礎部分が１万円プラスになった分と子ども・子育て支援納付金分の課税限度額で３万円、合わせて４万円課税限度額が引き上げになる。その関係で税収が増えるので、その分所得割の税率を減らすこと。５割軽減と２割軽減の所得判定の基準額を引き上げたということか。

事務局 千葉会長が話したとおりであるが、子ども・子育て支援に係る軽減の追加については、令和８年１月の本協議会で諮問した内容であるが、地方税法施行令が改正前であり、限度額や軽減額の交付前であったことから、今回改めて審議をいただくものである。

諮問第１号については、原案のとおり承認

12 答 申

審議の結果、挙手全員により、諮問のとおり承認された。

13 担当課

市民環境部国保年金課